

# 盛土規制法

(宅地造成及び特定盛土等規制法)

## 説明会

高知県土木部  
都市計画課盛土対策室

# 説明内容

- (1) 盛土規制法の概要
- (2) 規制区域の指定
- (3) 規制内容
- (4) 申請等手続き
- (5) 不法・危険盛土への対応

# (1) 盛土規制法の概要

---

# 盛土規制法制定の背景・必要性

## 盛土をめぐる現状

- 令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩壊、土石流による甚大な人的・物的被害が発生
  - 令和4年3月、盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検を実施
- ※高知県内では276箇所の盛土について点検済



## 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制していた。  
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在することが判明**  
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)



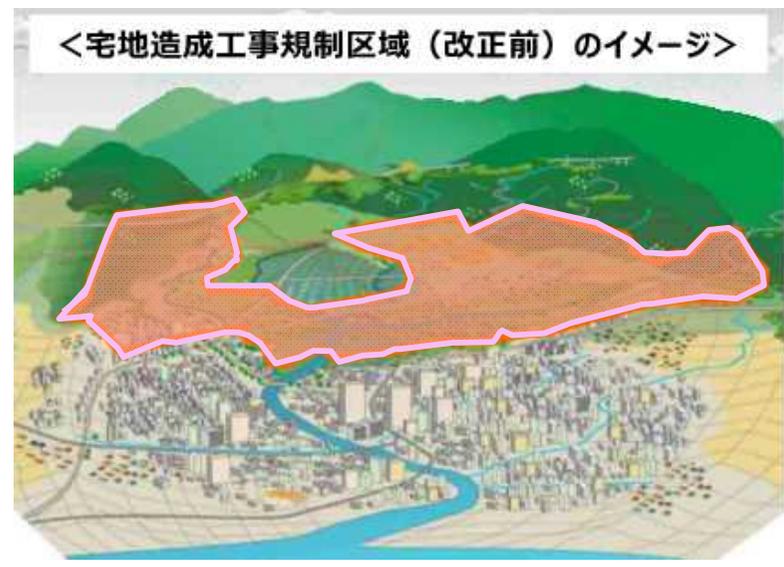
危険な盛土等を **全国一律の基準** で **包括的に規制** する法制度が必要  
「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、**盛土規制法** (宅地造成及び特定盛土等規制法) を制定<sub>3</sub>

# スキマのない規制

- 規制区域**
  - 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
    - **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
    - **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
  - 都道府県等は定期的に規制区域の指定や、盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施
- 規制対象**
  - 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
  - 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積**についても規制
    - ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

## (参考)改正前の宅地造成工事規制区域

- 【規制対象】**
- ・宅地を造成するための盛土・切土
  - ➔ **【区域指定のイメージ】**
  - 主に、丘陵地にある市街地(又は今後市街地になりうる土地)の区域を指定



## 新制度による規制区域

- 【規制対象】**
- ・**土地(森林・農地を含む)**を造成するための盛土・切土
- ・**土捨て行為や一時的な堆積**
  - ➔ **【区域指定のイメージ】**
  - 改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**



【国説明会資料より】

# 盛土等の安全性の確保

許可基準  
・手続き

中間検査  
完了検査

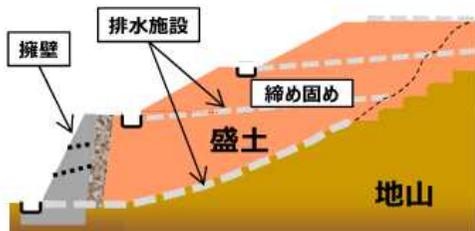
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準**を設定
  - ※許可に当たっては、**工事主の資力・信用**、**工事施行者の能力**についても審査
  - ※工事主とは、盛土等に関する工事の請負契約の注文者（発注者）、又は請負契約によらないで自らその工事をする者
  - ※**資格を有する者の設計**によらなければならない  
(高さが5mを超える擁壁の設置時、切盛行為を行う土地の面積が1500m<sup>2</sup>を超える土地での排水施設の設置)
- 許可に当たって、**土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
  - ①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

## ■災害防止のための安全基準の設定

### <盛土・切土>

(主な安全基準)

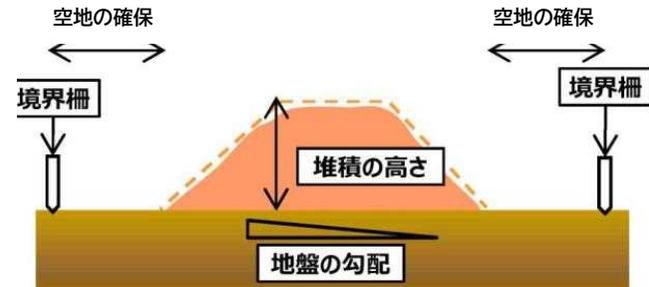
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



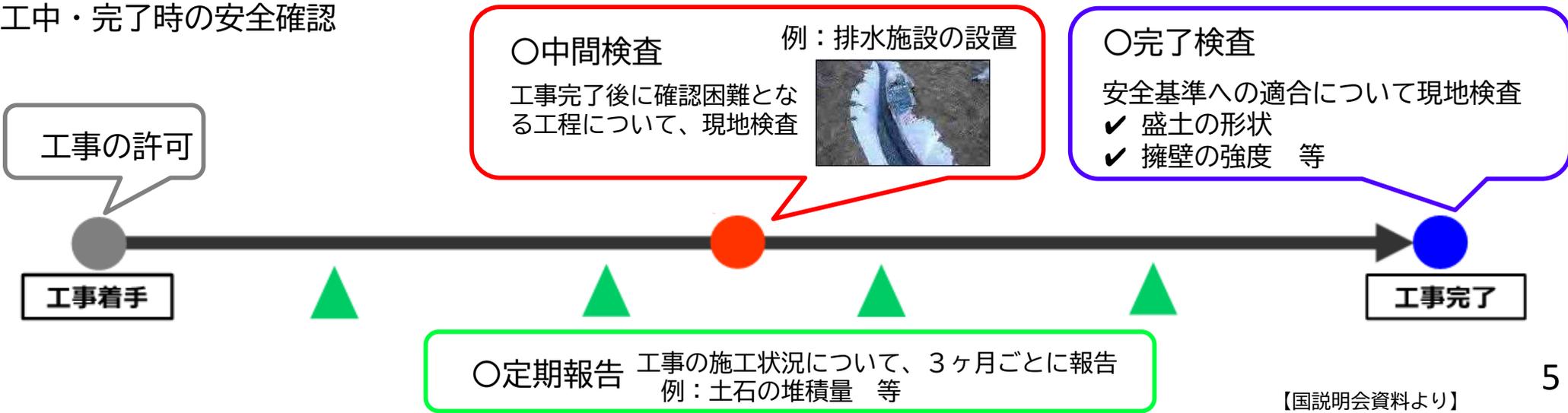
### <一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



## ■施工中・完了時の安全確認



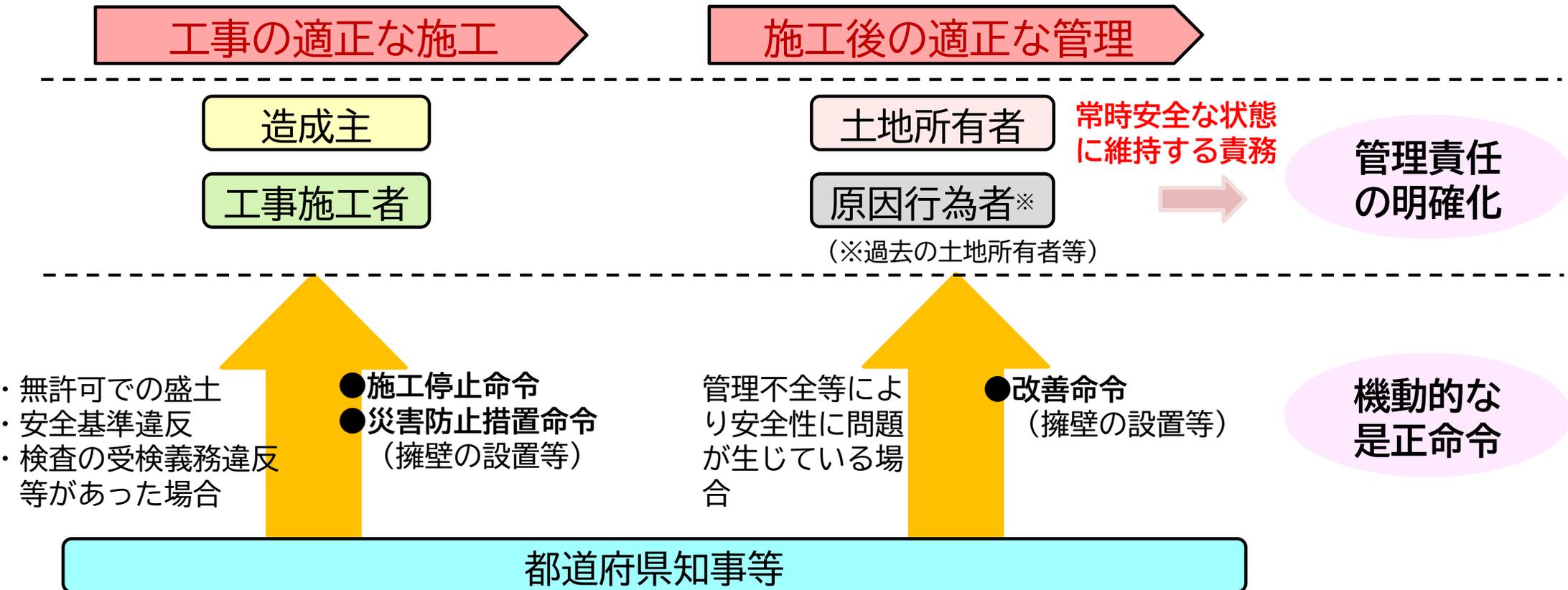
# 責任の所在の明確化

管理責任

○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化  
 ※「土地所有者」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生  
 ○規制区域内にある盛土等は、**規制区域指定前に造成されたものも対象**

監督処分

○災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
 ※当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。



- ・ 無許可での盛土
- ・ 安全基準違反
- ・ 検査の受検義務違反等があった場合

管理不全等により安全性に問題が生じている場合

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。  
 ※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時には国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

# 実効性のある罰則の措置

## 罰則

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置**(最大で3億円以下)**

## 〈違反行為及び罰則規定の抜粋〉

違反行為	条項	対象	法定刑 懲役	法定刑 罰金	法人重科 罰金
無許可工事	法第55条第1項 第1号	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
虚偽申請	法第55条第1項 第3号	偽りその他不正な手段により許可を受けた者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
報告徴取拒否等	法第58条第5号	報告徴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者	6ヶ月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
技術的基準違反	法第55条第2項 及び第3項	技術的基準(法第13条第1項〔法第31条第1項〕)に違反して工事の設計をした者(設計図書を用いない又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は工事施行者)	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
命令違反 (監督処分)	法第55条第1条 第4号	監督処分(法第20条第2項から第4項〔法第39条第2項から第4項〕)に違反した者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
命令違反 (改善命令)	法第56条第3号	改善命令に違反した者、法第27条第1項の規定による届出に対する勧告に違反した者	1年以下	300万円以下	1億円以下 (法第60条第2号)
中間検査・完了 検査違反	法第56条第1号	完了検査(土石の堆積の場合、完了確認)、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
定期報告違反	法第56条第2号	定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
特定盛土等規制 区域における工 事の届出違反	〔法第57条〕	工事の届出をしないで工事をし、又は虚偽の届出をした者	1年以下	100万円以下	100万円以下(法 第60条第3号)
区域指定時の工 事の届出違反	法第58条第3号	法第21条第1項〔法第40条第1項〕の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出しなかった、または虚偽の届出をした者	6ヶ月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
標識刑事義務違 反	法第59条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者	—	50万円以下	50万円以下 (法第60条第3号)

### 盛土規制法

 [ページの内容を印刷](#)

公開日 2024年07月31日 更新日 2024年11月13日

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「盛土規制法」が、令和5年5月26日から施行されました。

※ 盛土規制法は、国土交通省と農林水産省による共管法です。

## 1. 背景

令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「盛土規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制します。

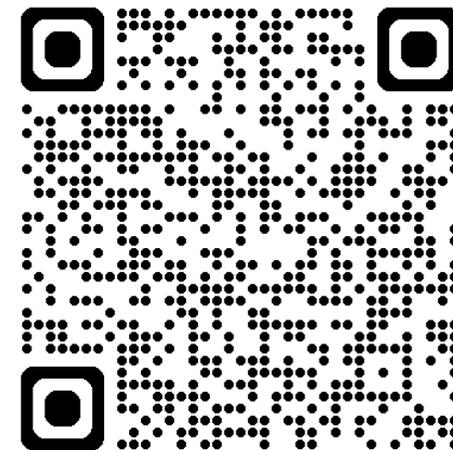
## 2. 盛土規制法の概要について

### パンフレット等（外部リンク）

- 一般用 [折り込み版（A3）](#)  [ページ順（A4）](#) 
- 事業者用 [折り込み版（A3）](#)  [ページ順（A4）](#) 
-  [盛土規制法説明会資料（R6.11版）](#)（規制内容、申請手続き等）

### （1）スキマのない規制

○都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定



## (2) 規制区域の指定

---

# 規制区域のイメージ

- 盛土規制法は、盛土に伴う災害から人命を守るという目的のため盛土等の崩落により**人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定**することとしている。
- 都道府県等においては本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため**リスクのあるエリアはできる限り広く、規制区域に指定することが重要**である。

## <宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>

**宅地造成等工事規制区域**

市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域

市街地・市街地となる土地の区域

例)  
・都市計画区域 等

集落

**【保全対象】**  
 ・市街地、集落  
 ・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設  
 ・道路等の公共施設 等

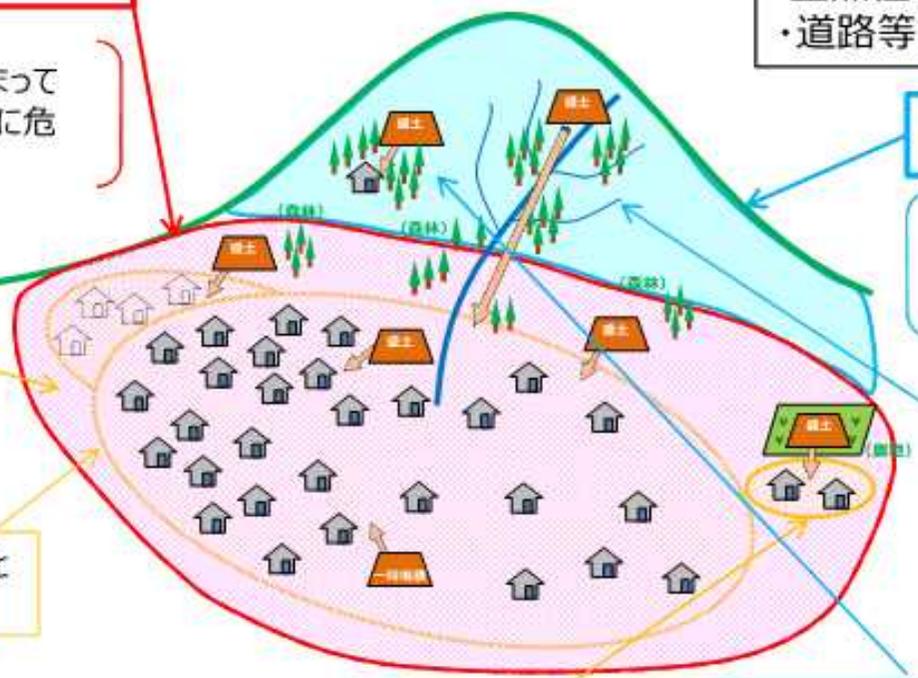
**特定盛土等規制区域**

市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域

盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域

例)  
 ・盛土が崩落した場合に土石流となって、人家等に危害が及ぶ可能性がある区域

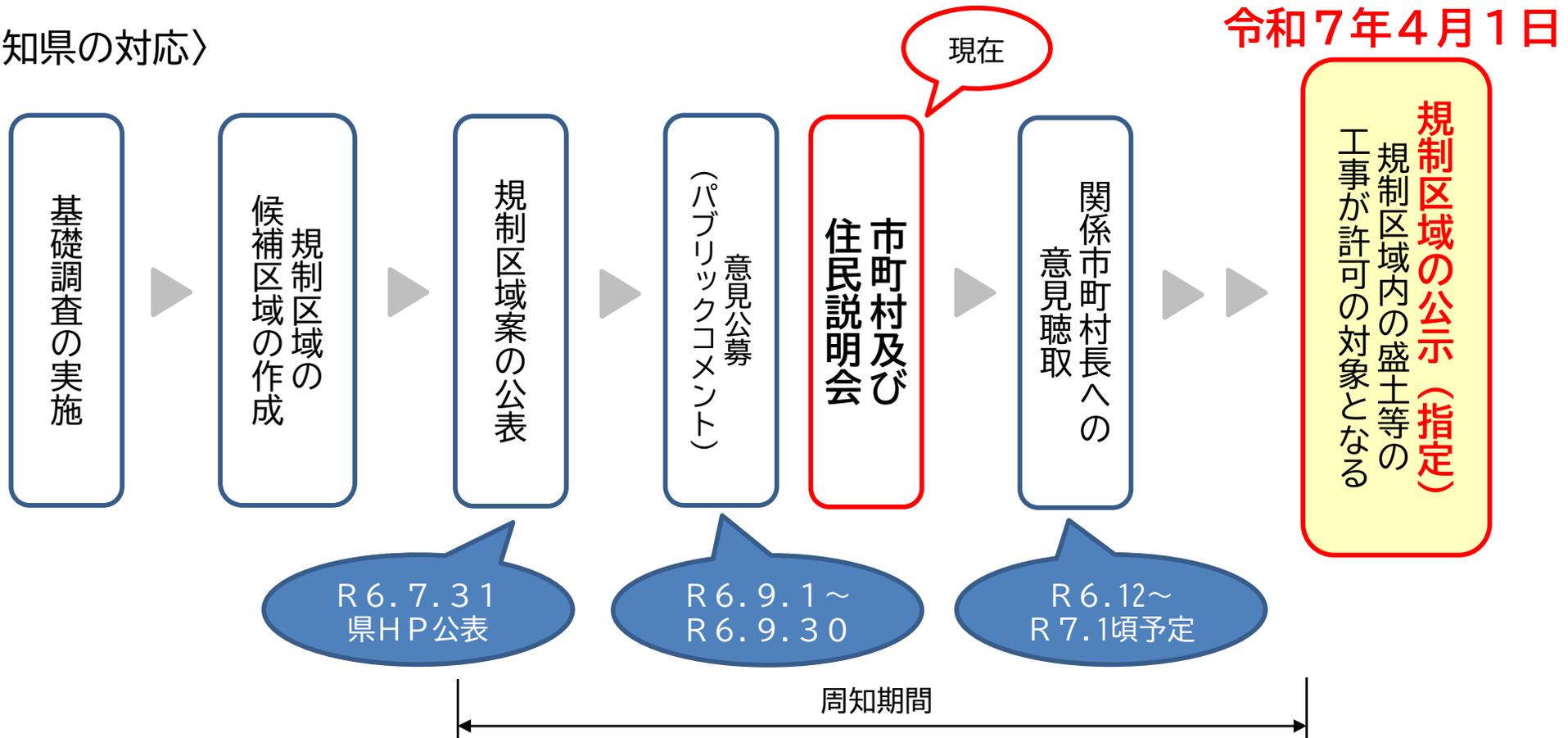


# 区域指定・規制開始までの流れ

○規制区域は実施要領に基づき、都道府県知事等※が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定する。

※高知市内は高知市長が別途指定を行います。

## 〈高知県の対応〉



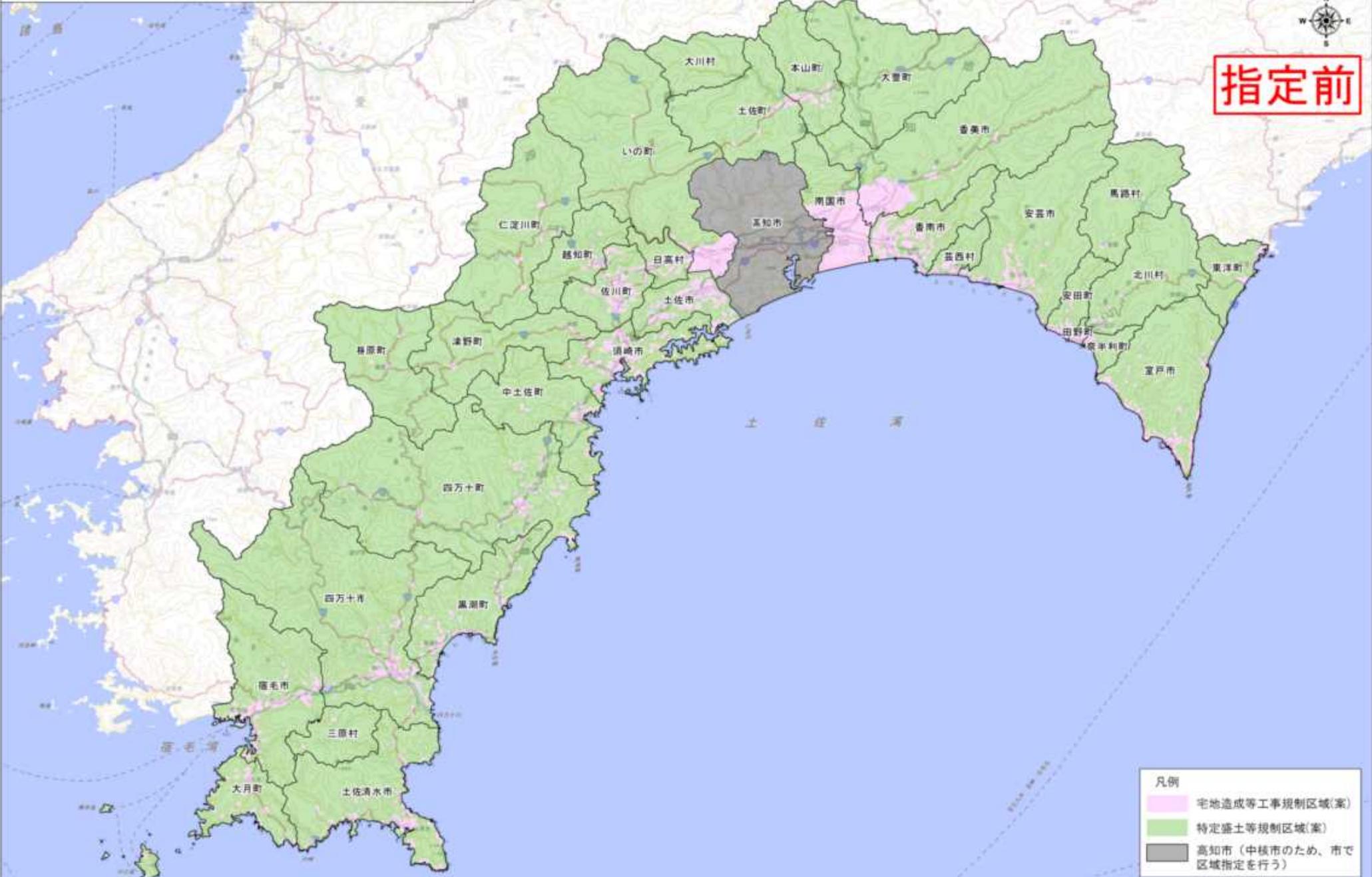
## 基礎調査実施要領 (抜粋)

- ・盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに区域指定に必要な調査を実施する必要がある。
- ・リスクのあるエリアはできる限り広く、規制区域とすることが重要。



# 宅地造成等工事規制区域（案）及び特定盛土等規制区域の候補区域（案）

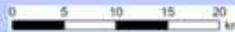
宅地造成等工事規制区域(案)及び特定盛土等規制区域(案)



指定前

凡例

- 宅地造成等工事規制区域(案)
- 特定盛土等規制区域(案)
- 高知市（中核市のため、市で区域指定を行う）



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)No. 6,366 194。背景は数値地図(国土基本情報)及び電子地形図(タイル)を拡大して使用しているため、位置精度は基図に準じます。

## (3) 規制内容

---

# 用語の定義

宅地	次に掲げる土地以外の土地。 農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令第3条で定めるもの。 また、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）（政令第1条）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

# 許可を要する工事<土地の形質の変更（盛土・切土）>

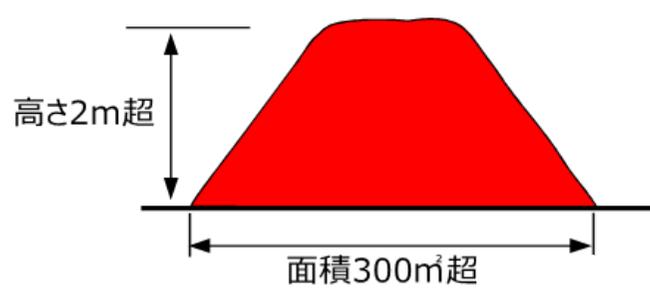
## 宅地造成等工事規制区域

<p>①盛土で高さが<b>1 m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが<b>2 m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが<b>2 m超</b>の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが<b>2 m超</b>となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が<b>500m<sup>2</sup>超</b>となるもの (①～④を除く)</p>
			<p>(崖を生じないもの)</p>	<p>(切土のみ又は盛土のみの場合もある)</p>

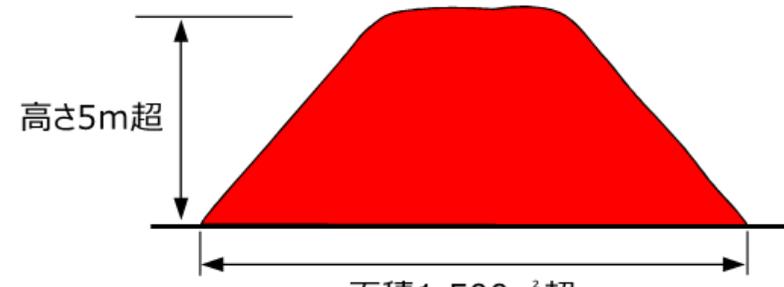
## 特定盛土等規制区域

<p>①盛土で高さが<b>2 m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが<b>5 m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが<b>5 m超</b>の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが<b>5 m超</b>となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が<b>3000m<sup>2</sup>超</b>となるもの (①～④を除く)</p>
			<p>(崖を生じないもの)</p>	<p>(切土のみ又は盛土のみの場合もある)</p>

宅地造成等工事規制区域

①堆積の高さ <b>2 m超</b> かつ面積 <b>300m<sup>2</sup>超</b>	②堆積の面積 <b>500m<sup>2</sup>超</b>
 <p>高さ2m超 面積300m<sup>2</sup>超</p>	 <p>面積500m<sup>2</sup>超</p>

特定盛土等規制区域

①堆積の高さ <b>5 m超</b> かつ面積 <b>1500m<sup>2</sup>超</b>	②堆積の面積 <b>3000m<sup>2</sup>超</b>
 <p>高さ5m超 面積1,500m<sup>2</sup>超</p>	 <p>面積3,000m<sup>2</sup>超</p>

# 特定盛土等規制区域内での届出が必要な工事

## 〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

※着手する日の30日前までに届出の提出が必要

<p>①盛土で高さが<b>1 m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが<b>2 m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが<b>2 m超</b>の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが<b>2 m超</b>となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が<b>500m<sup>2</sup>超</b>となるもの (①～④を除く)</p>
			<p>(崖を生じないもの)</p>	<p>(切土のみ又は盛土のみの場合もある)</p>

## 〈土石の堆積（一時堆積）〉

<p>①堆積の高さ<b>2 m超</b>かつ面積<b>300m<sup>2</sup>超</b></p>	<p>②堆積の面積<b>500m<sup>2</sup>超</b></p>

# 土石の堆積（一時堆積）について

## 【改正概要】

- 土石の堆積の定義や基本的な考え方、設計・施工上の留意事項、定期報告について規定。
- 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置について規定。

## 【考え方】

### 1. 土石の堆積の定義

● 土石の堆積における土石とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指すものとする。

#### ○ 土砂に該当するもの

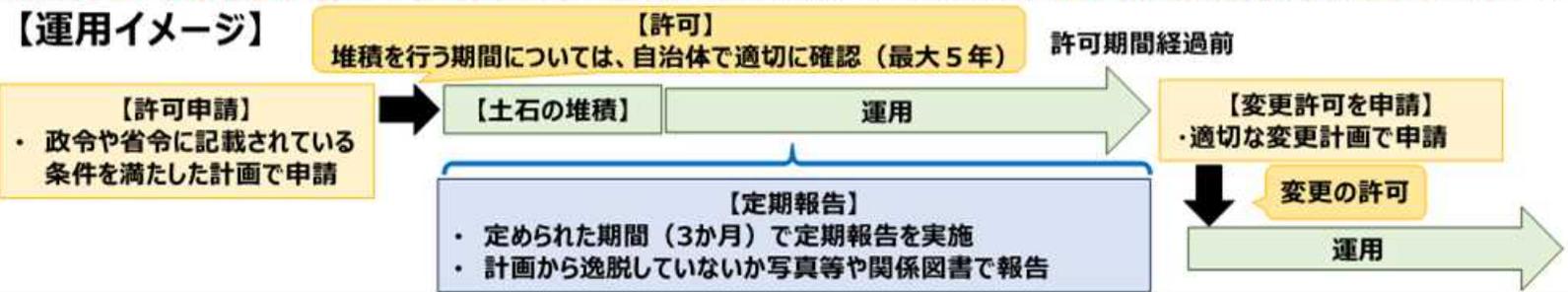
- ・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という）
- ・石を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・土に性状改良材を混合等したもの
- ・有機物を含む土
- ・建設廃棄物を土と同等の性状にしたもの

#### ○ 岩石に該当するもの

- ・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という）
- ・建設廃棄物を石と同等の性状にしたもの

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外

- 土石の堆積は一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当する。
- 工場等については、原料の土石を堆積する場合であっても、土石の堆積の対象外とする。ただし、土石に該当する製品を主に製造する工場等（土質改良プラント等）については、原料を含めて土石の堆積の対象とする。
- 建設汚泥処理土については、自治体におけるリサイクル製品認定又は建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証を受けた、品質が証明され、適正な利用が可能と判断される製品を用いることが望ましい。
- 既存盛土についておおむね5年ごとに基礎調査により分布等について調査を行うことから、5年以上にわたり除去されない土石の堆積については盛土に該当するものとして安全性等を評価されるべきであることを踏まえ、土石の堆積期間は最大5年とする。



# 許可を要しない工事（公共施設用地、通常の営農行為）

## 公共施設用地（規制対象外）

- 道路（林道を含む）、公園、河川（**法第2条第1号**）
- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設（**政令第2条**）
- 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設（**省令第1条第1項**）
- 国又は地方公共団体が管理する学校（※）、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（**政令第2条、省令第1条第2項**）

※幼稚園は規制対象外、保育園、認定こども園は規制対象

## その他、法の対象外となる行為（規制対象外）

- 農地及び採草放牧地において行われる**通常の営農行為**

（通常の生産活動並びにはほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）

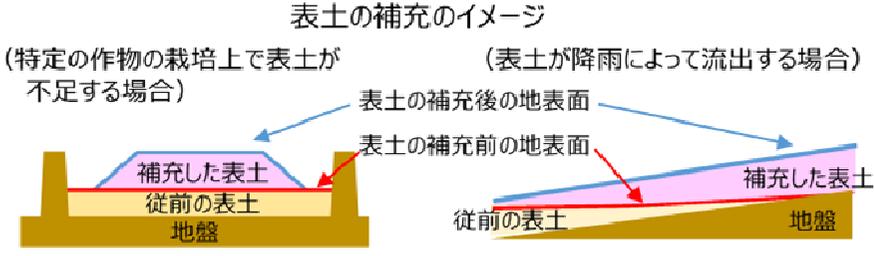
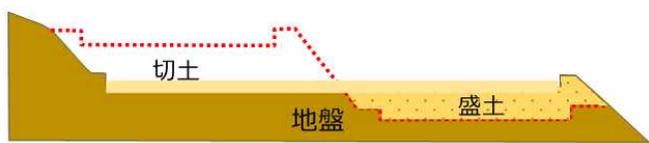
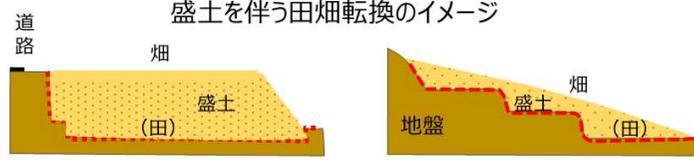
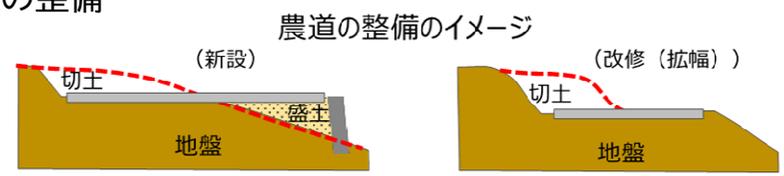
なお、上記の「通常の営農行為」の範疇については各市町村農業委員会へ問合せをお願いします。

# 許可を要しない工事（災害の発生のおそれがないと認められる工事）

○法第12条第1項〔法第30条第1項〕に適用除外対象行為が定められており、許可・届出等が不要となる。  
 ○なお、監督処分の対象とはならないが、規制対象には該当するため危険な場合には改善命令の対象になり得る。

政令	○鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
	○鉱業法	鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）
	○採石法	岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
	○砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
省令	○土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
	○火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	○家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	○土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
	○平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う電子力発電所の事故により放出された放射線物質による環境の汚染への対処に関する特別処置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
	○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	○国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設、運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構	
	○次に掲げる土地の形質変更に関する工事 ・高さが二メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートルを超えないもの	
	○次に掲げる土石の堆積に関する工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が300 m <sup>2</sup> を超えないもの ・土石の堆積に関する工事のうち、高さ2 m以下であって、盛土又は切土をする地盤面標高の差が30 cmを超えない盛土又は切土をするもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの	

# 許可を要しない工事（通常の営農行為等の例示）

区分	土地の形質の維持に該当する行為(通常の営農行為) →規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象※
行為の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 耕起、代かき、整地、畝立て</li> <li>➤ けい畔の新設・補修・除去</li> <li>➤ 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入</li> <li>➤ 表土の補充</li> </ul> <p style="text-align: center;">表土の補充のイメージ</p> <p>(特定の作物の栽培上で表土が不足する場合)      (表土が降雨によって流出する場合)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 表土の入れ替え</li> </ul> <p style="text-align: center;">表土の入れ替えのイメージ</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 農業用暗きょ排水の新設・改修</li> <li>➤ 樹園地における樹木の改植、法面や耕作道の維持管理行為等</li> <li>➤ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ほ場の大区画化・均平・勾配修正</li> </ul> <p style="text-align: center;">ほ場の大区画化・均平のイメージ</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 盛土を伴う田畑転換</li> </ul> <p style="text-align: center;">盛土を伴う田畑転換のイメージ</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備</li> <li>➤ 農道の整備</li> </ul> <p style="text-align: center;">農道の整備のイメージ</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 農業用施設用地の整備</li> </ul> <p style="text-align: center;">農業用施設用地の整備のイメージ</p> 
備考	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外。	

※土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令8条1号)は許可不要工事。

# 許可を要しない工事（土地改良事業に準ずる事業の取扱）

## 【取扱方針】

- 「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続には基づかないものの、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、都道府県及び市町村等が単独で実施する事業の一部も該当。
- 盛土規制法の許可又は届出が不要となる「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土・切土等の施工に当たって「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計・施工が行われることが必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要。

## 【要綱・要領等への記載例】

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

## 【参考条文】（施行：令和5年5月26日）

○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

# 表土の補充の考え方

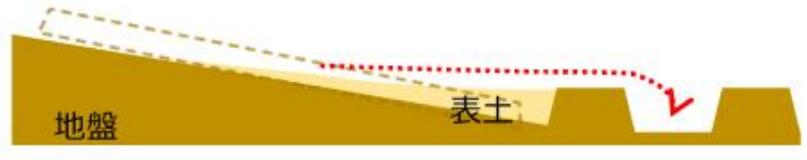
○表土の補充は、作物生産のために耕起、施肥、かん水等の肥培管理を行う土（作土）の層を、当該地外から搬入した土砂によって厚くする行為であり、通常、ほ場の状況や栽培する作物の特性等に応じて適切な土質の土砂で必要な高さに補充されると考える。

## 【表土の補充の例】

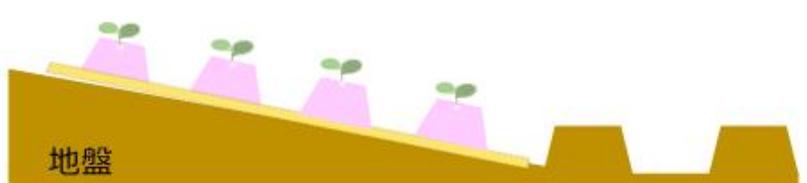
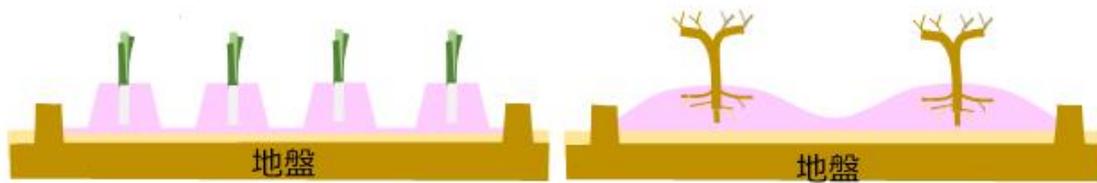
(作物の特性に応じて表土を補充するケース)

(表土が流出しやすい傾斜地の畑のケース)

①表土の補充前



②表土の補充後



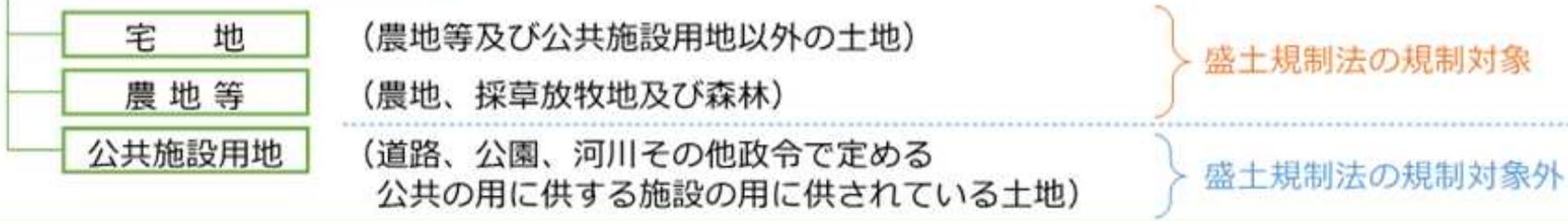
高畝栽培をする作物、深根性の作物等を栽培

## 【表土の補充の基準値について】

表土の補充の高さの基準については、盛土規制法規制対象外の行為についての規定となることから盛土規制法に基づく規定とはならないが、搬入した土砂を締め固めない点で類似する土石の堆積にかかる30cm（省令8条10号ロ）を基準としている。

# 許可を要しない工事（森林・林業関係）

## 盛土規制法における土地の区分 【法律第2条関係】



## 盛土規制法の許可不要工事 【法律第12条関係】

・災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可の対象から除外

### (森林・林業関係)

林道施設	林道は、公共施設である道路に含まれるため、本法の規制対象外	【法律第2条】
治山施設	治山施設は、公共施設である林地荒廃防止施設として、本法の規制対象外	【省令第1条】
森林作業道等	森林作業道等は、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事として、本法の許可不要工事に該当 ※森林作業道等とは、「森林作業道作設指針」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等	【省令第8条】



### (その他の許可不要工事)

- 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
- 凸凹な土地の整正など規模が小さいもの

など

※ 公共事業で発生した残土を処理する施設で、公共施設に該当しないもの（林道や治山などの工事に伴い発生した残土を単に処分する残土処理場）については、**本法の規制対象**となることに留意

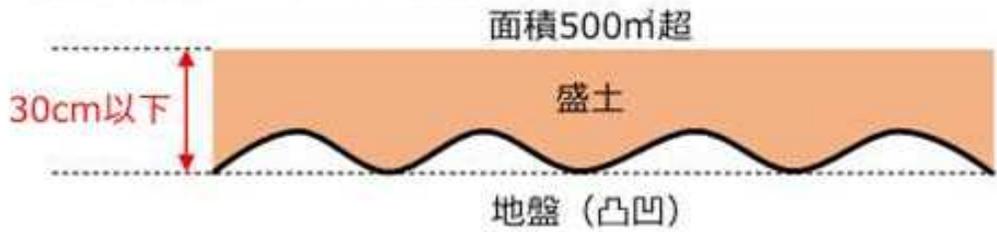
# 許可不要となる標高差30cm以下となる盛土等の考え方

宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事（許可不要工事）

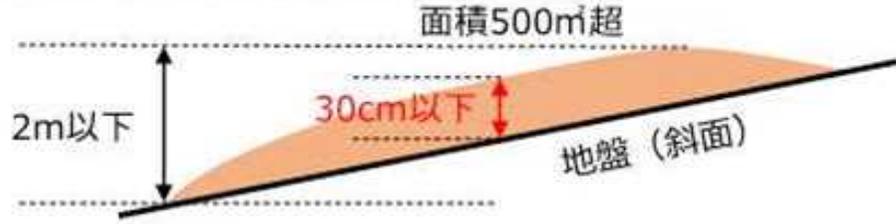
- 規制対象規模の盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm（都道府県等が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

→ この2m以下の「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差をいう。  
 → 盛土等をする前後の地盤面の「標高の差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差となる。  
 → 規則で別に定める値は、2m以下の範囲であれば30cmより小さい数値を規定することも可能。

## 【許可不要となる工事例①】



## 【許可不要となる工事例②】



## 【都道府県が規則で別に定める例①】



## 【都道府県が規則で別に定める例②】

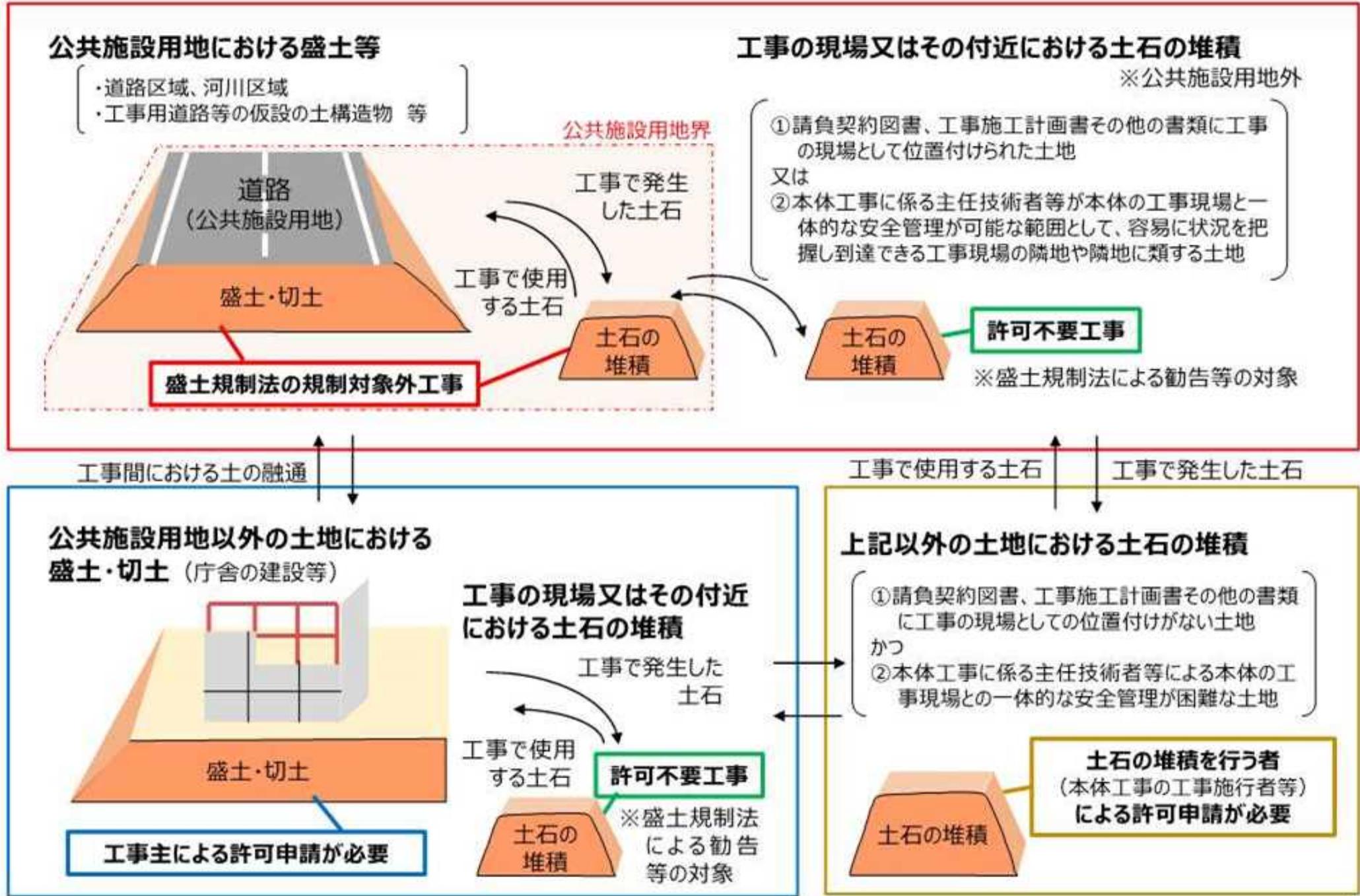


(参考) 宅地造成等工事規制区域における規制対象<土地の形質の変更(盛土・切土)>

要件	①盛土で高さが1m超の崖※を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

# 公共工事における土石の堆積



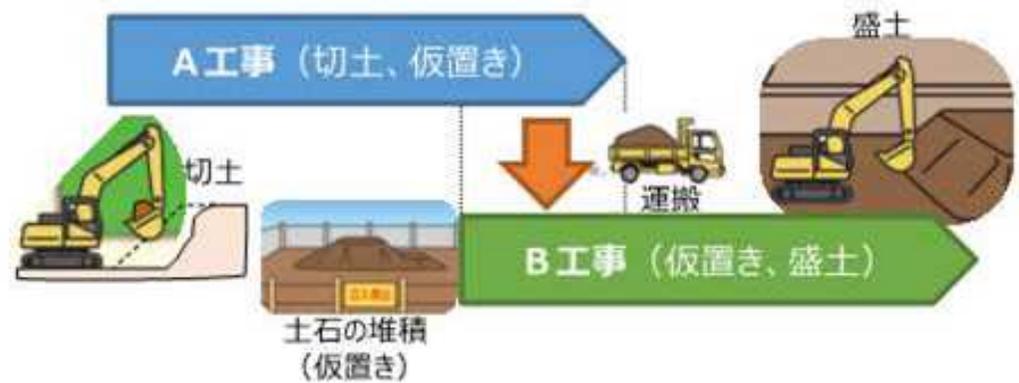
# 工事に付随する土石の堆積における複数工事間の流用に係る考え方

宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事（許可不要工事）

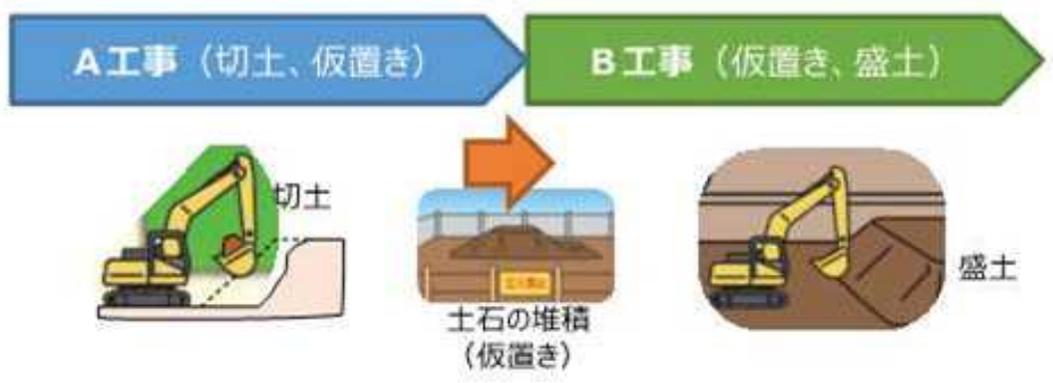
- 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

→ 本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要と解される。  
 この「やむを得ず」とは、予期しない工事の計画変更や流用先の工事との関係等により土石の堆積を継続する理由が生じたものを想定。

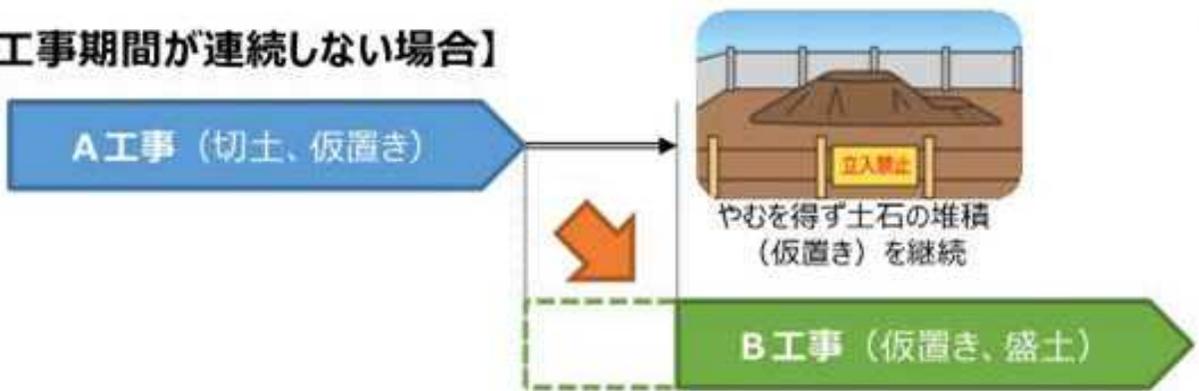
## 【工事期間が重複する場合】



## 【工事期間が連続する場合】



## 【工事期間が連続しない場合】



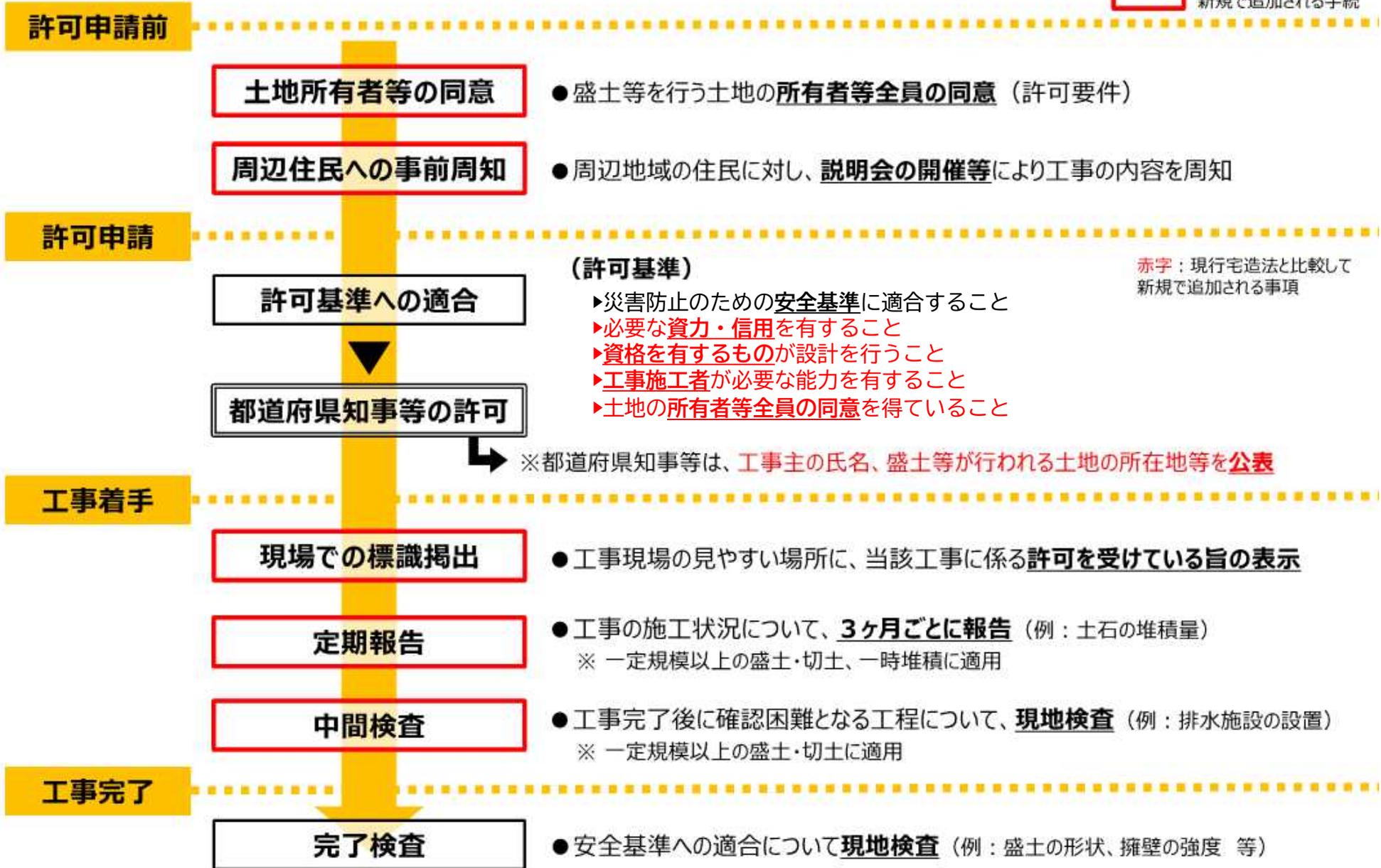
※やむを得ず土石の堆積（仮置き）を継続  
 （予期しないB工事の計画変更）  
 （相当な期間を空けずにB工事を開始）  
 （B工事における土石の活用が明らか） など

## (4) 申請等手続き

---

# 手続きの流れ

  現行宅造法と比較して  
新規で追加される手続



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

# 許可・届出・検査・報告の対象行為の規模一覧表

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	-	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	-	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	-	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	-	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

# 住民への周知について

○規制区域内における宅地造成等に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないこととした。（法第11条・第29条）

工事の内容を周辺住民に周知させるための措置の方法は、①～③から選択する。（省令第6条）

・政令7条2項2号に規定する土地（溪流等）において高さが15mを超える盛土をする場合は①を必須とする

- ①宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること
- ②宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること
- ③宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること

周知する工事の内容	
宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事主の氏名又は名称</li> <li>②工事が施行される土地の所在地</li> <li>③工事施行者の氏名又は名称</li> <li>④工事の着手予定日及び完了予定日</li> <li>⑤盛土又は切土の高さ</li> <li>⑥盛土又は切土をする土地の面積</li> <li>⑦盛土又は切土の土量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事主の氏名又は名称</li> <li>②工事が施行される土地の所在地</li> <li>③工事施行者の氏名又は名称</li> <li>④工事の着手予定日及び完了予定日</li> <li>⑤土石の堆積の最大堆積高さ</li> <li>⑥土石の堆積を行う土地の面積</li> <li>⑦土石の堆積の最大堆積土量</li> </ul>

# 住民への周知について<住民への周知を行う範囲>

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲として想定される考え方の例	参考図（※について）
<ul style="list-style-type: none"> <li>①平地盛土</li> <li>②切土</li> <li>③土石の堆積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲）</li> <li>○盛土等を行う土地の隣接地</li> <li>○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十m程度の範囲</li> <li>○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲</li> </ul>	
<p>腹付け盛土</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Iの範囲）</li> <li>○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50m～数百m程度の範囲</li> <li>○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土</li> <li>②溪流等における盛土（①を除く）</li> <li>③谷埋め盛土（①及び②を除く）</li> <li>④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）</li> <li>○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul>	

## 許可の基準について

○許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。（法第12条第2項・第30条第2項）

- ①工事の計画が法第13条（法第12条第1項の許可の場合）、法第31条（法第30条第1項の許可の場合）の技術的基準等に適合するものであること
- ②工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があること
- ③工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること
- ④工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること

許可をしたときには、下記の事項を県都市計画課のHPで公表します。（法第12条第4項・第30条第4項）

- ①工事主の氏名又は名称
- ②宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④工事の許可年月日（工事の届出年月日）及び許可番号
- ⑤工事施行者の氏名又は名称
- ⑥工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

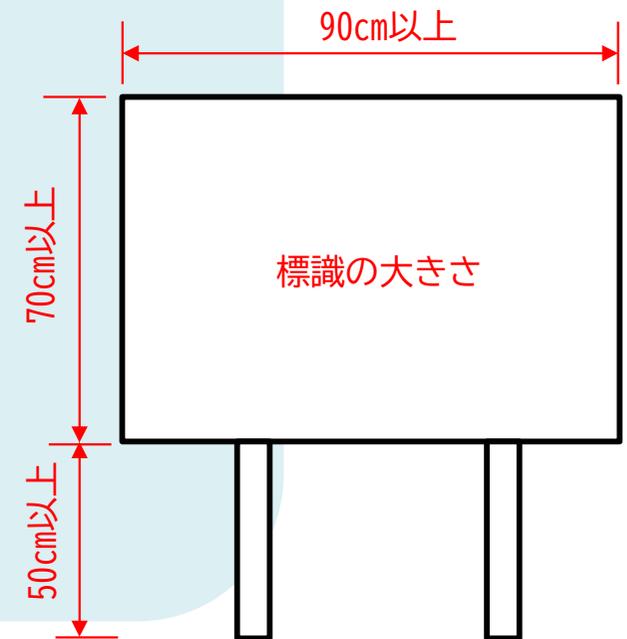
# 標識の設置について

○法第12条第1項もしくは法第30条第1項の許可を受けた工事主又は法第27条第1項の届出をした工事主は、許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、下記事項を記載した標識を掲げなければならない。

(法第49条)

## <標識に記載する事項> (法第49条・省令第87条第3項)

- ①工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては、その代表者の氏名
- ②工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④現場管理者の氏名又は名称
- ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑥宅地造成等に関する工事を行う区域の見取図
- ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ⑪許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先





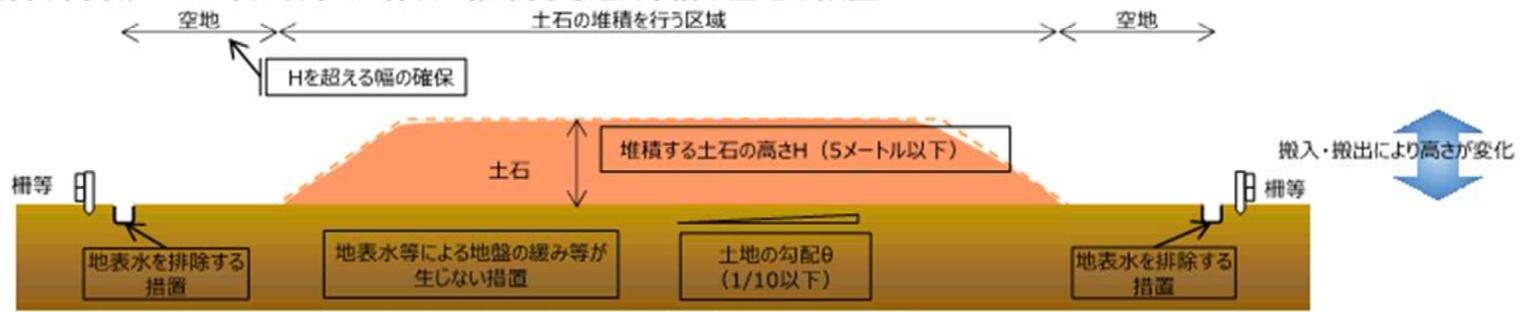
# 土石の堆積に係る技術的基準（政令）

概要	規定
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 (堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く)</li> <li>・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置</li> </ul>
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地（勾配10分の1以下）の確保</li> <li>(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地</li> <li>(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地</li> <li>・堆積した土石の周囲への柵等の設置</li> <li>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く</li> </ul>
土石の崩壊防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置</li> </ul>

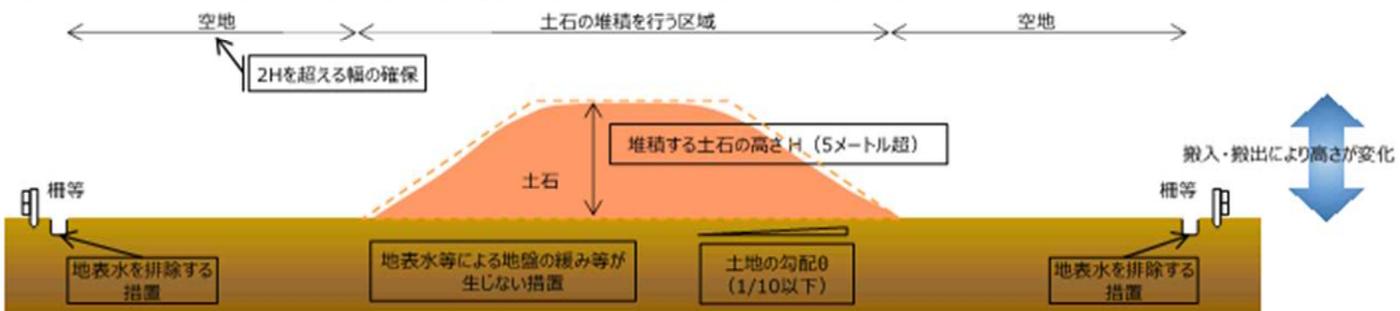
(注) 「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

## 【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能  
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

【国説明会資料より】

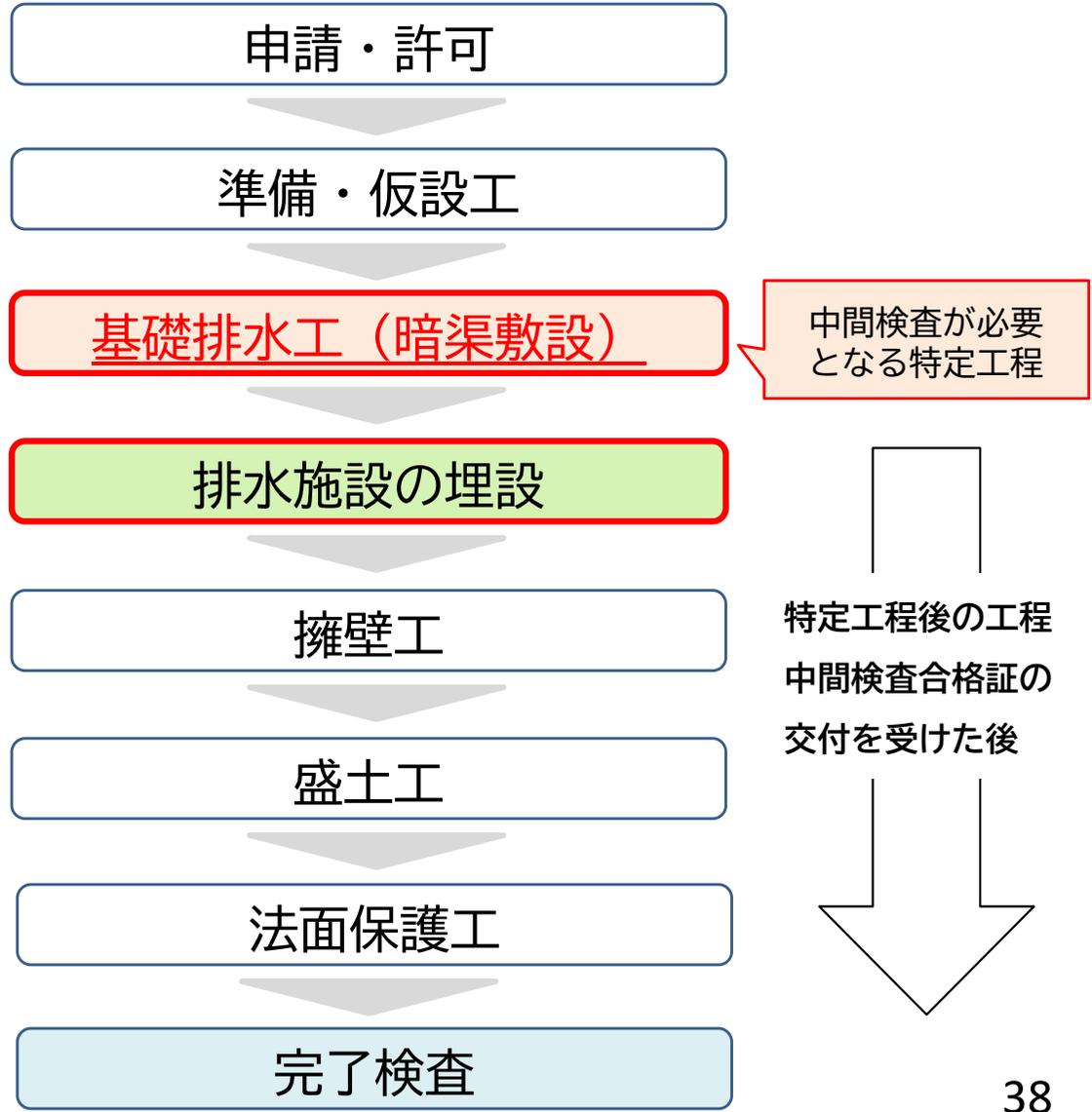
# 中間検査について

○許可を受けた工事において政令で定める規模のものについては、下記「特定工程」を含む場合において、特定工程に係る工事を終えたときは、その都度特定工程に係る工事を終えた日から4日以内（省令第45条）に検査を申請しなければならない。（法第18条第1項・第37条第1項）

**特定工程**（政令第24条第1項）  
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程  
※中間検査では暗渠排水管等の敷設状況を確認します。

また、特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。（法第18条第3項）

**特定工程後の工程**（政令第24条第2項）  
排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋設する工程



中間検査が必要な工事 ※土石の堆積（一時堆積）は中間検査対象外

政令第24条第1項の『特定工程』が含まれる場合のみ

宅地造成等工事規制区域

※許可が必要な工事のうち、下記に該当する工事

<p>①盛土で高さが<b>2m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが<b>5m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが<b>5m超</b>の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが<b>5m超</b>となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が<b>3000m<sup>2</sup>超</b>となるもの (①～④を除く)</p>

特定盛土等規制区域

※宅地造成等工事規制区域と同規模

※許可が必要な工事はすべて中間検査が必要となる

<p>①盛土で高さが<b>2m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが<b>5m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが<b>5m超</b>の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが<b>5m超</b>となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が<b>3000m<sup>2</sup>超</b>となるもの (①～④を除く)</p>

# 定期報告について

- 許可を受けた工事において政令で定める規模のものについては、**3か月ごと**に、**工事の実施の状況、その他下記の事項を報告しなければならない。**（法第19条第1項・第38条第1項）
- また、報告の時点における**許可を受けた土地及びその付近の状況を明らかにする写真、その他の書類を添付**して、提出しなければならない。（省令第48条第1項・第2項）

報告事項	
宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事が施行される土地の所在地</li> <li>②工事の許可年月日及び許可番号</li> <li>③前回の報告年月日 （2回目以降の定期報告の場合に限る）</li> <li>④報告の時点における盛土又は切土の高さ</li> <li>⑤報告の時点における盛土又は切土の面積</li> <li>⑥報告の時点における盛土又は切土の土量</li> <li>⑦報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事が施行される土地の所在地</li> <li>②工事の許可年月日及び許可番号</li> <li>③前回の報告年月日 （2回目以降の定期報告の場合に限る）</li> <li>④報告の時点における土石の堆積の高さ</li> <li>⑤報告の時点における土石の堆積の面積</li> <li>⑥報告の時点における堆積されている土石の土量</li> <li>⑦前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量</li> </ul>

# 定期報告が必要な工事<土地の形質変更（盛土・切土）>

## 宅地造成等工事規制区域

<p>①盛土で高さが<b>2m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが<b>5m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが<b>5m超</b>の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが<b>5m超</b>となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が<b>3000m<sup>2</sup>超</b>となるもの (①~④を除く)</p>
			<p>(崖を生じないもの)</p>	<p>(切土のみ又は盛土のみの場合もある)</p>

## 特定盛土等規制区域

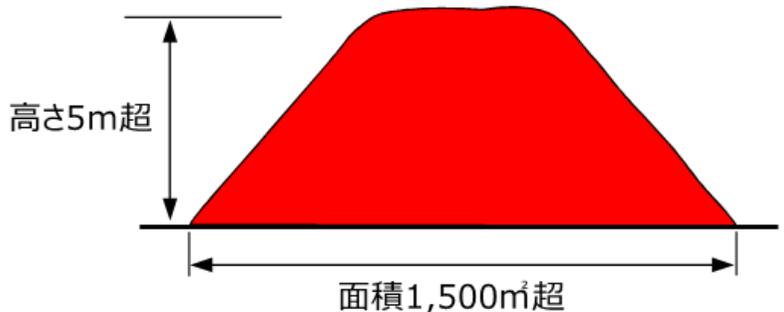
※宅地造成等工事規制区域と同規模  
 ※許可が必要な工事すべて対象

<p>①盛土で高さが<b>2m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが<b>5m超</b>の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが<b>5m超</b>の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが<b>5m超</b>となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が<b>3000m<sup>2</sup>超</b>となるもの (①~④を除く)</p>
			<p>(崖を生じないもの)</p>	<p>(切土のみ又は盛土のみの場合もある)</p>

# 定期報告が必要な工事<土石の堆積（一時堆積）>

## 宅地造成等工事規制区域

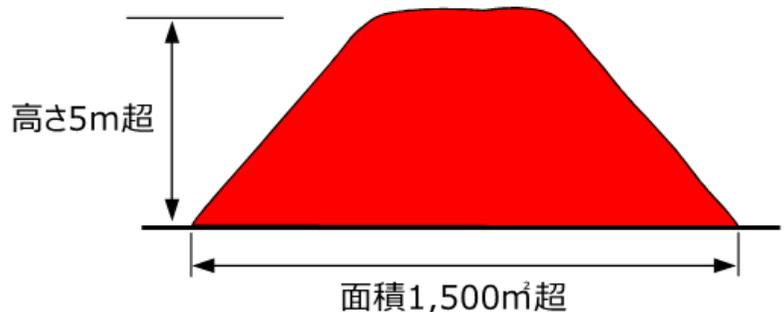
※下記に該当する工事

①堆積の高さ <b>5 m超</b> かつ面積 <b>1500m<sup>2</sup>超</b>	②堆積の面積 <b>3000m<sup>2</sup>超</b>
 <p>高さ5m超 面積1,500m<sup>2</sup>超</p>	 <p>面積3,000m<sup>2</sup>超</p>

## 特定盛土等規制区域

※宅地造成等工事規制区域と同規模

※許可が必要な工事すべて対象

①堆積の高さ <b>5 m超</b> かつ面積 <b>1500m<sup>2</sup>超</b>	②堆積の面積 <b>3000m<sup>2</sup>超</b>
 <p>高さ5m超 面積1,500m<sup>2</sup>超</p>	 <p>面積3,000m<sup>2</sup>超</p>

# 規制開始日前後の取り扱い（施工中の工事等の届出）

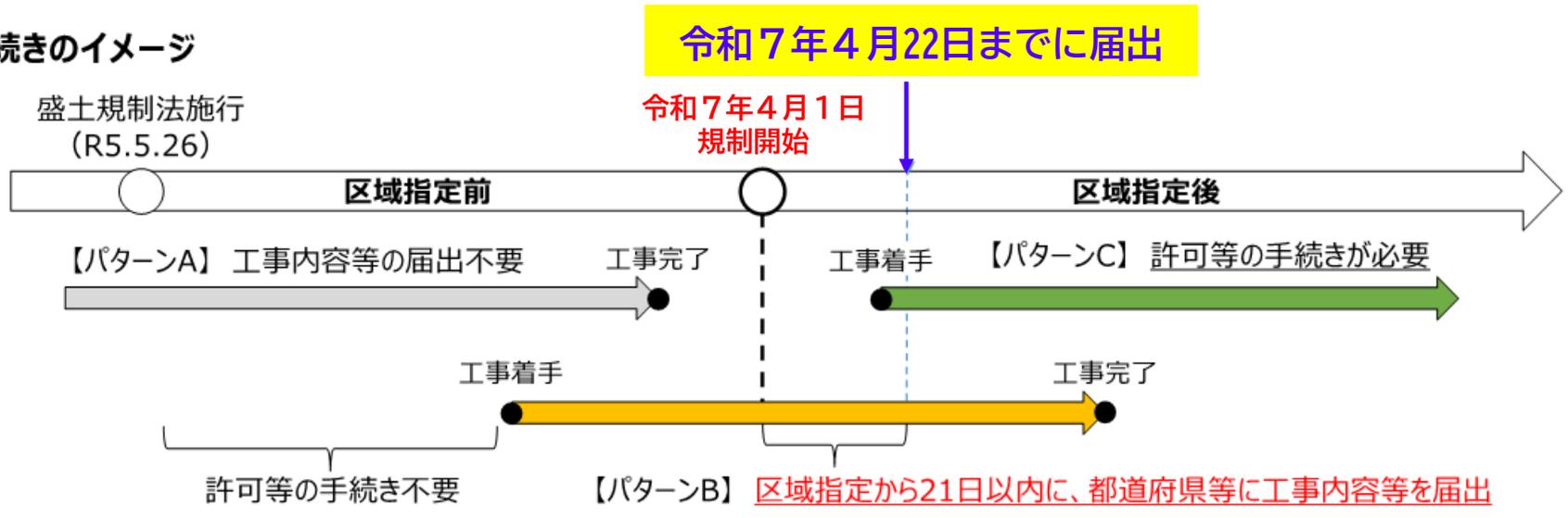
○区域の指定の際、区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に当該工事について届け出なければならない。（法第21条第1項・第40条第1項）

〈届出する内容〉

- ・届出書（様式第15）
- ・（※）図面（位置図、地形図、土地の平面図）
- ・（※）盛土、切土、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真

※定期報告が必要な規模以上の場合は届出書と合わせて提出が必要

## ■手続きのイメージ



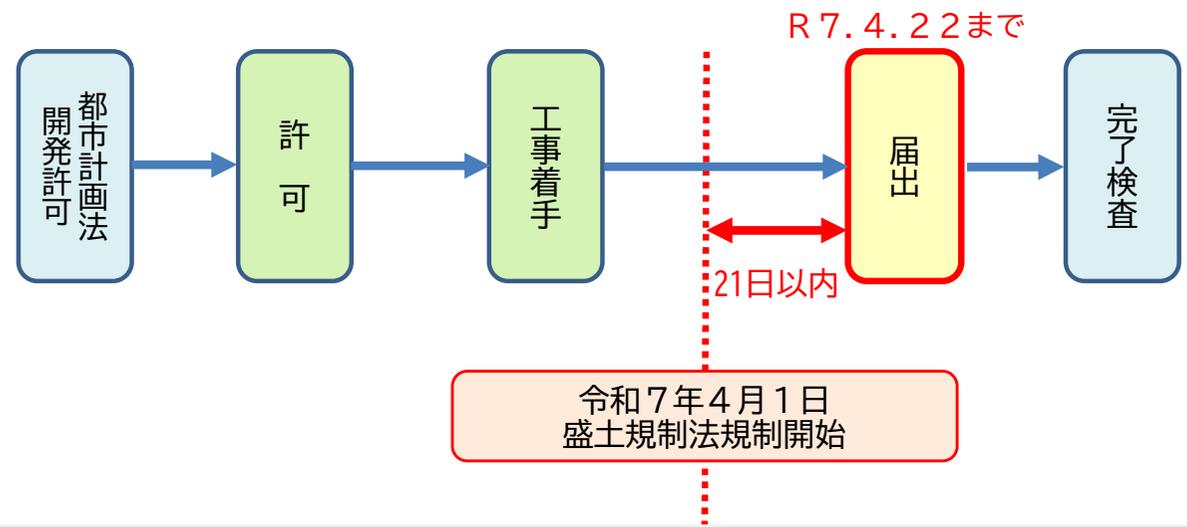
都道府県知事等が届出を受理したときには、下記の事項を公表。（法第21条第2項・第40条第2項）

- ①工事主の氏名又は名称、
- ②宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地、
- ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図、
- ④工事の届出年月日、
- ⑤工事施行者の氏名又は名称、
- ⑥工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日、
- ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ、
- ⑧盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積、
- ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

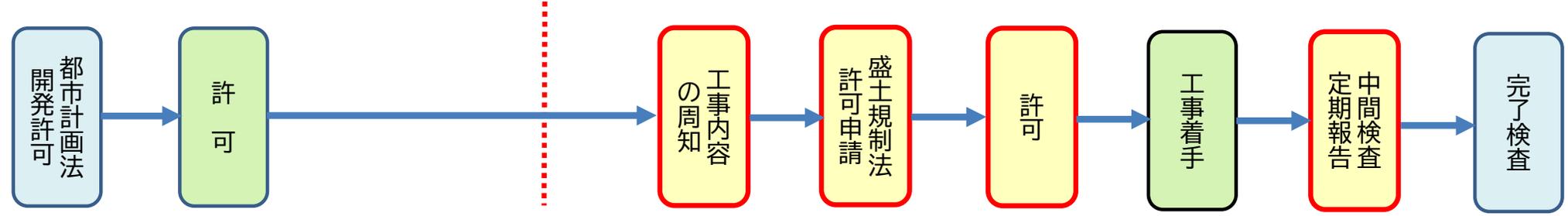
# 盛土規制法規制開始前後の都市計画法開発許可・残土条例等での許可の取扱いについて

- 令和7年4月1日規制開始前に許可を受け工事に着手している場合は、**21日以内に工事等の届出の提出が必要**となります。（法第21条第1項・法第40条第1項）
- 規制開始前に許可を受けたものの、**工事着手が規制開始後になる場合は盛土規制法の許可対象**となります。

規制開始**前**に許可を受け、工事に着手する場合⇒**21日以内の届出が必要**



規制開始**前**に許可を受け、規制開始**後**に工事に着手する場合⇒**盛土規制法の許可対象**



# 都市計画法に基づく開発許可制度への影響

- これまで、都市計画法に基づく開発許可を受けた宅地造成に関する工事については、宅地造成等規制法（旧法）第8条の許可が不要とされていたところ、盛土規制法への改正により、**宅地造成等の許可があったものとみなされることになる。**（法第15条第2項・第34条第2項）
- これにより、**許可後の手続き及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることになる。**

盛土規制法の規制開始日（R7.4.1）以降で、都市計画法第29条の許可を受ける開発行為が、盛土規制法の宅地造成又は特定盛土等に該当する場合の取扱い

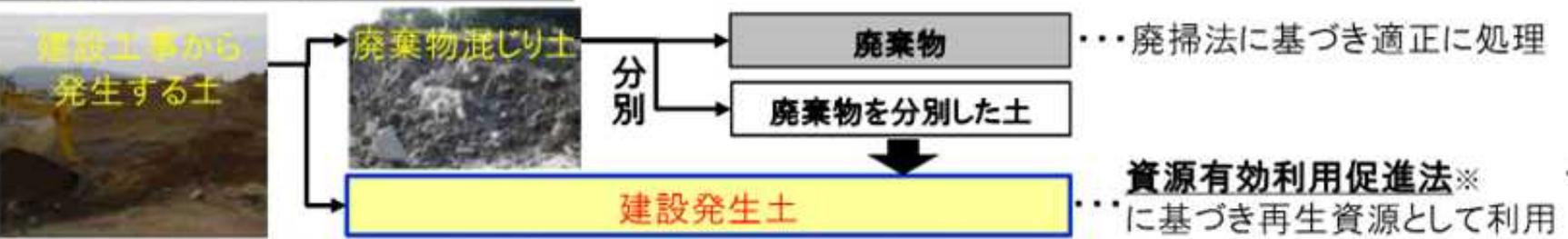
- ・ **中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象**
- ・ 盛土規制法の擁壁等の技術的基準への適合が必要（都市計画法第33条第1項第7号）
- ・ **自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても適用対象**（都市計画法第33条第1項第12号・13号）
- ・ これまでは都市計画法の是正措置と罰則のみが適用されたが、**盛土規制法の是正措置と罰則も適用**

## （参考）開発許可制度の概要

目的	良好な宅地水準の確保と市街化調整区域における開発行為等を抑制し、秩序ある市街地の形成を実現
規制内容	開発行為をしようとする場合には、開発許可権者の許可を得なければならない
対象行為	一定規模以上の開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
許可基準	・ 技術基準：排水施設の確保、地盤の安全等に関する基準⇒良質な宅地水準を確保 ・ 立地基準：市街化調整区域において許容される開発行為の類型を定める基準⇒市街化調整区域の性格を担保

# 建設工事から発生する土の搬出先の明確化

## 建設工事から発生する土



※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。



## 指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	: 99%
都道府県	: 88%
政令市	: 77%
市区町村(政令市除く)	: 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

## 建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m<sup>3</sup> → 500m<sup>3</sup>）、保存期間の延長（1年 → 5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】  
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】  
ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

## 【再生資源利用促進計画書】(イメージ)

計画書

請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市●●町●●
建設発生土	: ●●●● m <sup>3</sup>
搬出先	: ●●工事 ●●● m <sup>3</sup>
	: ●●処分場 ●●● m <sup>3</sup>
コンクリート	: .....
アスファルト・コンクリート	: .....
木材	: .....



## 新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化 (許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

# (参考) 許可申請様式 (土地の形質変更)

# ※申請手数料が必要

様式第二〔第7条・第63条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書			
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項 第30条第1項} の規定により、許可 を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名	※手数料欄		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒 経度: 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事着手前の土地利用状況			
7 工事完了後の土地利用			
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土		
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無		
10 工事の	イ 盛土又は切土の高さ	メートル	
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
	ニ 擁壁	番号 構造 高さ 延長	メートル メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号 種類 高さ 延長	メートル メートル	

概要	番号	種類	内法寸法	延長
	ヘ 排水施設			センチメートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日			年 月 日	
ロ 工事完了予定年月日			年 月 日	
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

## 〈主な必要書類の例〉

- ①申請書
- ②構造計算書や盛土の安定計算書
- ③設計者資格証明書
- ④資力・信用に関する書類
- ⑤土地に関する書類
- ⑥申請箇所の写真
- ⑦周辺住民への周知書類
- ⑧函面（平面図等）

※あくまで例なので変更する場合有り

提出先：高知市内での工事は高知市都市計画課

高知市以外の市町村での工事は県都市計画課になります。

# (参考) 許可申請様式 (土石の堆積)

# ※申請手数料が必要

様式第四 [第7条・第63条]

土石の堆積に関する工事の許可申請書		※手数料欄
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項 第30条第1項} の規定 により、許可を申請します。 年 月 日 殿		
申請者 氏名		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		

リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
[注意]			
1 ※印のある欄は記入しないでください。			
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。			
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。			
4 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。			
5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。			
6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。			
7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

## 〈主な必要書類の例〉

- ①申請書
  - ②構造計算書や盛土の安定計算書
  - ③設計者資格証明書
  - ④資力・信用に関する書類
  - ⑤土地に関する書類
  - ⑥申請箇所の写真
  - ⑦周辺住民への周知書類
  - ⑧函面 (平面図等)
- ※あくまで例なので変更する場合有り

提出先：高知市内での工事は高知市都市計画課

高知市以外の市町村での工事は県都市計画課になります。

# (参考) 規制開始後21日以内に提出する届出様式 (土地の形質変更)

様式第十五 [第52条・第82条]

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書		
年 月 日		
殿	工事主 住所 氏名	
宅地造成及び特定盛土等規制法 <small>〔第21条第1項 第40条第1項〕</small> の規定により、下記の工事について届出ます。		
記		
1 工事施行者住所氏名		
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)	
3 工事をしている土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土・覆付け盛土 ・谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
	切土	立方メートル
3 工事着手年月日	年 月 日	
4 工事完了予定年月日	年 月 日	
5 工事の進捗状況		
〔注意〕		
1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。		
2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。		

〈主な必要書類の例〉

- ①届出書
- ②図面 (平面図等)
- ③申請箇所の状況写真

※②③は定期報告が必要な規模以上の場合のみ届出書と合わせて提出が必要

提出先：高知市内での工事は高知市都市計画課  
高知市以外の市町村での工事は  
県都市計画課になります。

# (参考) 規制開始後21日以内に提出する届出様式 (土石の堆積)

様式第十六 [第52条・第82条]

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第21条第1項〕  
〔第40条第1項〕の規定により、下記の工  
事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
3	工事をしている土地の面積	平方メートル
4	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7	工事着手年月日	年 月 日
8	工事完了予定年月日	年 月 日
9	工事の進捗状況	

[注意]

- 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

〈主な必要書類の例〉

- ①届出書
- ②図面 (平面図等)
- ③申請箇所の状況写真

※②③は定期報告が必要な規模以上の場合のみ届出書と合わせて提出が必要

提出先：高知市内での工事は高知市都市計画課  
高知市以外の市町村での工事は  
県都市計画課になります。

## (5) 不法・危険盛土への対応

---

# 不法・危険盛土等に対する指導について

- 令和7年4月1日規制開始後に、不法・危険な盛土を発見した場合、悪質性が高い場合は下記の違反指導のフローに基づき指導等を行います。
- 規制開始前の既存盛土等についても、危険性のある盛土等は是正指導の対象です。是正指導に従わない場合は、勧告、改善命令や刑事告発を行います。

## 〈違反指導のフロー〉 ※悪質性が高い場合

